

ペットボトルの水平リサイクルに関する協定書

山形市（以下「甲１」という。）、上山市（以下「甲２」という。）、山辺町（以下「甲３」という。）、中山町（以下「甲４」という。）、山形広域環境事務組合（以下「甲５」といい、甲１から甲５を総称して「甲等」という。）、サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「乙」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、甲等、乙及び丙が協力して行うペットボトルリサイクルの実施に関し、以下のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

本協定は、甲等、乙及び丙が協力して、甲１、甲２、甲３及び甲４において排出された使用済みペットボトルを水平リサイクルにより安定的にペットボトルとしてリサイクルすることで、資源の有効利用の促進及び持続可能な循環型社会及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

第２条（連携事項）

甲等、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号について連携し協力する。

- （１）ペットボトルの水平リサイクルを実施および維持継続するために必要な活動
- （２）ペットボトルの水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関する活動
- （３）その他、ペットボトルの水平リサイクルの推進を目的とした活動

第３条（代理）

乙は、本協定に定める乙の行為につき、丙に代理権を付与するものとし、甲等は、これを承諾する。

第４条（使用済みペットボトルのリサイクル）

- １．甲５は、甲１、甲２、甲３及び甲４において排出された使用済みペットボトルの全量を中間処理した上で得られる、中間処理済みペットボトル相当量を、第６条に定める単価で、乙が指定するリサイクル業者（以下「本リサイクル業者」という。）に売り渡すものとする。なお、売買条件の詳細は、別途甲５と本リサイクル業者との間にて締結する契約に定めるとおりとする。
- ２．乙は、本リサイクル業者をして、前項において甲５が売り渡す中間処理済みペットボトルの全量を買受けさせるよう最大限努力する。
- ３．乙は、本リサイクル業者をして、前項に基づき甲５より買い受けた中間処理済みペットボトルの全量を使用して、ペレット又はプリフォームを製造せしめるよう最大限努力する。
- ４．乙は、前項に基づき製造されたものと同等量のペレット又はプリフォームを、本リサイ

クル業者より買い受け、ペットボトルの製造に使用するものとする。

5. 乙は、前項に基づき製造されたペットボトルを、乙及び丙のグループ会社が製造・販売する製品の容器として使用するものとする。

第5条（リサイクル業者の再指定）

本リサイクル業者において、設備トラブル・需給変動等の要因により、中間処理済みペットボトルの受け入れが困難又は不能な場合、乙は当該受け入れ困難又は不能な中間処理済みペットボトルについて、ペットボトル用途のペレット又はプリフォームに再生することが可能なりサイクル業者を速やかに再指定するよう努める。（甲等の収集、処理への支障がでないように速やかに再指定する。）

第6条（使用済みペットボトルの単価）

第4条第1項に基づき甲5が本リサイクル業者に対し売り渡す中間処理済みペットボトルの単価は、毎年3月末日と9月末日までに以下の条件に基づき甲5が決定し、当該年の4月1日から9月末日までと10月1日から翌年の3月31日までの2回に分け適用するものとする。なお、計算は次のとおりとする。

日本容器包装リサイクル協会での、全国の各自治体における、当該期のペットボトル平均落札単価に1トン当たり3,000円を足した価格。

かつ最低保証金額として1トン当たり1,000円を設定する。

第7条（秘密保持）

甲等、乙及び丙は、本協定を通じて知り得た他の当事者の営業秘密については、他の当事者の事前の承諾なくして第三者（乙丙のグループ会社を除く）に開示・漏洩してはならず、又、本協定の目的以外のために使用してはならない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了6か月前までに、甲等、乙及び丙より別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（解除）

乙及び丙は、甲1、甲2、甲3及び甲4において排出された使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質が「ペットボトルの水平リサイクル」に適さず、本協定に基づく取引を継続することが難しいと判断した場合、本協定を解除することができる。ただし、乙及び丙は、当該解除によって、甲等が使用済みペットボトルの引取先を失う場合、他に引取先を確保するにあたって十分な期間を設けるものとする。

第10条（協議等）

本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲等、乙及び丙間で誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書7通又は本電磁的記録を作成し、甲等、乙及び丙が記名押印又は電子署名を施した上、各自本書1通又は本電磁的記録を保有する。

令和6年12月23日

甲 1 山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

山形市長 佐藤 孝弘

甲 2 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

上山市長 山本 幸靖

甲 3 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

山辺町長 安達 春彦

甲 4 山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地
中山町

中山町長 佐藤 俊晴

甲 5 山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号
山形広域環境事務組合

管理者 山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号 田町ステーションタワーN
サントリー食品インターナショナル株式会社
常務執行役員 SBF ジャパン 生産・SCM 本部長

風間 茂明

丙 東京都港区台場二丁目 3 番 3 号
サントリーホールディングス株式会社
常務執行役員 サステナビリティ経営推進本部長

藤原 正明
